

身延町通学路安全推進会議規約

平成 29 年 1 月 30 日

改正 平成 30 年 10 月 1 日

第 1 条 本会議は、身延町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という）と称する。

第 2 条 推進会議は、教育委員会、道路管理者、警察等の連携の中で、子どもたちの通学路の安全を確保することを目的とする。

第 3 条 推進会議は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 身延町通学路交通安全プログラムを作成、実行をする。
- (2) 児童・生徒へ交通安全指導、教育を行う。
- (3) 教育委員会、道路管理者、警察署のほか関係機関と密接に連携する。
- (4) 各学校の通学路点検をもとに本推進会議を開催する。
- (5) 通学路の対策必要箇所に関して各関係機関への対策、改善の依頼を行う。
- (6) その他必要に応じた活動を行う。

第 4 条 推進会議は、下記の構成員をもって組織する。

- (1) 南部警察署交通課及び生活安全課
- (2) 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所峡南国道出張所
- (3) 山梨県峡南建設事務所
- (4) 身延町立小中学校
- (5) 身延町 P T A 連合会
- (6) 身延町交通防災課
- (7) 身延町建設課
- (8) 身延町教育委員会

第 5 条 推進会議には、会長 1 名、副会長 1 名をおく。

- 2 会長は、身延町教育委員会教育長を充てる。
- 3 副会長は、身延町建設課長をあてる。
- 4 会長は、構成員を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。

第 6 条 推進会議は、年 1 回以上開催し、会長が招集し、その議長となる。

第 7 条 推進会議の事務局は、身延町学校教育課に置く。

附 則

この規約は、平成 29 年 2 月 1 日より施行する。(平成 29 年 1 月 30 日公布)

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。(平成 30 年 10 月 1 日公布)